業務縮小と整理解雇の有効性

労働判例七八七号一八頁)―マルマン事件(大阪地裁平成一二年五月八日判決・

中村和夫

示しているが、問題は、これまで整理解雇の要件を厳格に判断し

はじめに

三の大波の時代にあることを物語っているといってよい。そして、の人員整理の時代に匹敵しており、わが国がまさに人員整理の第は、ドッジライン下における人員整理の時代、オイルショック後降の整理解雇事件は、一〇〇件を超えており(別表参照)、これ企業の雇用調整手段としてはこれまで禁じ手とも位置づけられて企業の雇用調整手段としてはこれまで禁じ手とも位置づけられて

これらの判例をみるとおよそ七割程度が整理解雇無効との判断を

業務縮小と整理解雇の有効性

できた立場から、これらを緩和して整理解雇を有効と判断する判例が現れはじめていることである。これは、わが国の企業が年功例が現れはじめていることである。これは、わが国の企業が年功呼んでいるところである。そこで、本件マルマン事件判決を素材呼んでいるところである。そこで、本件マルマン事件判決を素材られているところである。そこで、本件マルマン事件判決を素材でんでいるところである。これは、わが国の企業が年功のが現ればじめていることである。これは、わが国の企業が年功のが現ればじめているといる。

事件の概要

原告は、昭和四二年三月、被告会社に入社し、大阪支店を振り具、健康食品等の商品の販売を目的とする株式会社である。被告会社は、エレクトロニクス商品、時計バンド、時計、喫煙

出しに、営業職に就き、以後、大阪支店ビッグ支店長、名古屋支原告は、昭和四二年三月、被告会社に入社し、大阪支店を振り

阪中央支店支店長、大阪支店南部営業部部長等を歴任してきた。店ビッグ支店長、東京支店ビッグ支店課長、千葉支店支店長、大

いなか、平成六年度には、平成三年度の売り上げ五七二億円から業績が不振となり、他の商品についても売り上げ拡大が見込めな被告会社では、バブル経済崩壊後、主力商品であった家電品の

た。

なくなった。被告会社は、不採算部門の撤退、不要資産の売却、らの融資も断られたため、自力での経営再建を図らなければなら約四六%減の三○九億円となり、赤字決算となって、取引銀行か

一七支店を七支店に統合し、本社を東京都港区虎ノ門から品川区

給与カットを行うとともに、人員整理に着手することになり二一め平成七年下期には課長職以上の者に対し、一五%から二五%のため当該利益の確保には至らず、債務超過状態が続いた。このた

なお、パート社員については、平成七年九月に二○六名いたもの現のため新規採用の中止のほか、希望退職者の募集を決定した。八名の人員を一一○名に削減する計画を立てた。そして、その実

を行ったのをはじめとして全国でS総務部長代行が説明会をもっ被告会社は、平成七年一一月に本社部門で希望退職募集の説明

を平成八年四月には一七三名と三三名の削減を図った。

六名から五八名を削減し、大阪支店における営業部門の人員は一販売人数としては、七○名で足りると判断し、従前の販売員一一販売体制をとることになったが、その際、事業の撤退や縮小後の被告会社は、平成八年四月に組織改編を行うことになり、兼任

時点における二七名の人員は、平成九年二月には、一七名となり、集に併せ、退職勧奨を行い、大阪支店においては、平成八年一月

五名とすることとなった。そして、被告会社は、希望退職者の募

ため同年三月に一名、同年四月に一名をマルマンゴルフから移籍そのうち五名の異動、退職予定者がいたため、販売市場の維持の

○億円になったものの、売上高の減少に比べ経費削減が不足した約六三億円であった販売費及び一般管理費を平成八年度には約三制を採用するなど組織改革も行った、その結果、平成六年度には西五反田に移転するなど経費削減に努め、平成七年には、事業部

し、その後同年七月に一五名となった。

原告は、平成七年に行われた組織改革により、大阪南部営業所

課評価がCランク、平成七年度の業務成果評価がDランクという が、原告は、「特別考課表」の評価がDランク、三項目の総合考 階に分類し、DおよびEランクの社員を退職勧奨の対象者とした び平成七年度の業務成果を総合評価して全社員をAからEの五段 年の業績、SPIテスト、幹部試験評点の三項目の総合考課、及 するため、上司による「特別考課表」を提出させ、平成五年、六 度であった。被告会社は、平成七年に、退職勧奨者選定の資料と あったが、受験者一六七名中七○点未満の社員はわずか二○名程 員の平均点が七八・六点であったにもかかわらず、六四・五点で 長のときに行われた能力試験である「幹部試験」では、受験者全 えることはなかった。また、原告は、平成六年大阪中央支店支店 すようにとの上司の指示にも従わず、従来どおりの販売姿勢を変 他の販売員と比較してその半分程度と劣っており、売上げを増や の販売に重点をおくべきとされていた健康食品の売上げの比率が ほど劣らないものの、被告会社が主力商品とし、原告としてもそ 原告は、売上高全体としては、他の販売員と比較してみてもそれ から健康品事業部へ異動となった。この健康品事業部において、

評価が全社平均を大きく下回っていること、現行資格の在籍が七 するため、新たに市場情報室を設置し、フィールドマネージャー 成八年四月に、大阪支店第一営業部から本社総務部付となった。 望退職制度に応じたり、他の職種に転換したりした。原告は、平 職勧奨の対象とされた者は外に一○数名おり、これらの者は、希 を受けたが、これを拒否した、なお、この時期、原告と同様に退 社でS総務部長代行と面談し、希望退職募集に応じる意思の確認 奨の対象者とされた。そして、原告は、平成八年三月一九日、本 ける兼任販売担当者とするのは不適当であると判断され、退職勧 年四月の組織改編の際、右総合考課の結果、また上司の指示に従 く欠如していることを理由に、資格等級が三級から四級に降格す 年以上となったこと及び被告会社の再建に向けての協調性が著し は、原告に対して、平成九年四月一日付けで、評価期間中の業績 という肩書きを与え配転した。その内容は、主にマーケティング わないといった点が協調性に欠けるとして、兼任販売担当制にお に関する書籍の内容のレポートといった内容であった。被告会社 ことで総合的にDランクとして評価づけられた。原告は、平成八 被告会社は、原告が退職勧奨に応じないことから、原告を配置

る処分を行った。

たったとき」に該当するものとして、解雇の意思表示を行った。で、就業規則二八条五項「天災地変、経済界の変動、その他やむて、就業規則二八条五項「天災地変、経済界の変動、その他やむて、就業規則二八条五項「天災地変、経済界の変動、その他やむて、就業規則二八条五項「天災地変、経済界の変動、その他やむで、就業規則二八条五項「天災地変、経済界の変動、その他やむで、就業規則二八条五項「天災地変、経済界の変動、その他やむた。そこで、被告会社は、平成九年四げ、自ら退職するものとして、解雇の意思表示を行った。

二 判決要旨

とからすれば、人員削減の必要性がない場合、使用者が解雇回避ない経営上の理由により、特定の労働者を解雇するものであるこ一 「整理解雇については、これが労働者の責に帰すべき事由が

その必要性は相当程度減少していたということができる。市場情のが相当である。」「人員削減に未達成の部分はあるとしても、のが相当である。」「人員削減に未達成の部分はあるとしても、らには労働者との協議を尽くさない場合の解雇については、社会らには労働者との協議を尽くさない場合の解雇については、社会

いう事情は認められない。」

にというだけで、

いう事情は認められない。」

いう事情は認められない。」

いう事情は認められない。」

いう事情は認められない。」

によって不要となることは明られるが、営業成績自体は、

であったと、原告を右営業要員とすることが困難であったというだけで、

いう事情は認められない。」

余地はあったということができる。」「原告の配置については、関連会社への出向をも含めて、検討の

だけであるとしても、他の退職勧奨者との公平を害するとまでの疑問である。退職勧奨の対象者の内で、これを拒否したのが原告を、整理解雇として指名解雇しなければならなかったというのは配転等の解雇回避措置を採りうる状況のもとでは、原告ただ一人配料を収入しているとのとおり、人員削減の必要性が小さくなっており、他に、「以上のとおり、人員削減の必要性が小さくなっており、他に、

等の諸事情を総合して判断すると、原告に対する本件整理解雇は、事情もない。これらの人員削減の必要性の程度、解雇回避の努力

未だ、社会通念上合理的な理由があるということはできず、解雇

権の濫用として無効であるといわざるを得ない。」

を社会通念上合理的とする事情はないから、解雇権の濫用として「原告に対する解雇は、整理解雇以外の普通解雇としても、これ

効力を認めることはできない。」

分なものであったことが認められるが、資格等級に変化はなく、態勢も構成員は原告一人で、十分な成果を得るにははなはだ不十具体的な業務指示までさらに二ケ月を要したこと、市場情報室の二 「配転命令後、市場情報室設置まで一ケ月半を要し、その後、

での事情は認められない。」手当を除く賃金にも変化はないのであって、これを無効とするま

就業規則に懲戒処分としての降格の規定はあるものの、原告に対本件降格処分においては、原告がこれを承諾した事実はないし、の重要な部分であるから、従業員の同意を得るか、あるいは少な部分の賃金の減額をも伴うものであるが、右賃金の額は雇用契約部)「本件降格処分は、役職を解くたぐいの降格ではなく、職能三 「本件降格処分は、役職を解くたぐいの降格ではなく、職能

する降格通知書をみても、その根拠規定は明らかでない。結局、

本件降格処分の根拠及びその合理性については、未だ立証が尽く

業務縮小と整理解雇の有効性

はこれを認めることができないというべきである」されているとは認められない。してみれば、本件降格処分の効力

三研究

(1) 本判決は、本件解雇について整理解雇として理解したう

を変理解雇の概念については、「個別解雇」概念に対するものと整理解雇の概念については、「個別解雇」概念に対するものとして用いられており、整理解雇自体を類型化して法的評価の出発点とする学説もあるが、整理解雇自体を類型化して法的評価の出発点とする学説もあるが、整理解雇は、一般的には、使用者側の経点とする学説もあるが、整理解雇は、一般的には、使用者側の経点とする学説もあるが、整理解雇は、一般的には、使用者側の経点とする学説もあるが、整理解雇は、一般的には、使用者側の経点とする学説もあるが、整理解雇は、一般的には、使用者側の経点とする学説もあるが、整理解雇は、一般的には、使用者側の経点とする判例は現在まで夥しい数にのぼっているが、とくに昭和二四年前後のオイルショック後の不況期に集中していた。とりわけ、「第一個人」といるが、とくに昭和三の大量人員整理時期と、のような整理解雇に関する判例法理によって示されてきる立場はとらないものの、解雇権濫用法理を基礎としながらこれを表情がある。

を厳しく制限しようとする法理が明確に示されるにいたった。

するものといえる。このように解釈することは、憲法二五条、二 必要であり、整理解雇を厳しく制約することが社会的妥当性を有 みれば、整理解雇の当該労働者が納得しうるだけの合理的説明が 的責任として雇用保障が強く求められなければならない点にも鑑 業員が多数なお存在するという社会状況のなかでは、企業の社会 処遇・終身雇用といった「日本型雇用慣行」の変容が見られる今 り、この点から使用者に対して厳しい要求が出され、さらに年功 責がないにもかかわらずその生活基盤を喪失させることにつなが の経営危機を回避する等の必要性があるとはいえ、労働者に何ら 理由は、以下のように考えられる。すなわち、整理解雇は、 がら、厳格な「要件」を適用して判断することが支持されてきた 要件を整理解雇において要求して厳格に判断しようとする立場を 理の必要性、(ロ)解雇回避努力義務、(ハ)整理解雇基準の合理 日においても、なお終身雇用制という雇用慣行を期待してきた従 ろう。このように、整理解雇に対して、「個別解雇」と区別しな をも得てこれまで定立した考え方となっていたといってよいであ 確立したのである。このような判例の判断枠組みは、学説の支持 性、(ニ)整理解雇手続、の四つの「要件」をあげて、これら四 整理解雇の有効性を判断する指標として、(イ)人員整 企業

七条の趣旨にも適合するところといえよう。

近時の整理解雇を有効と結論づける判例は、このような判断枠組みそのものを放棄するものなのか、四要件の内容の判断基準を緩和ないとするものなのか、それぞれの要件の内容の判断基準を緩和さいとするものなのか、それぞれの要件の内容の判断基準を緩和ついてあらためて整理しておく必要性があるだろう。以下、本件事案に関するこれら整理解雇の四要件に関する判断について見ていきたい。

味からすれば、(a)説が妥当であり、憲法の生存権や労働権を削減について客観的・合理的な説明が必要であろう。こうした意めには、企業外に労働者を排除せざるをえない余剰人員の発生・働るにとって重大な不利益をもたらす整理解雇手段を容認するた国の年功処遇・終身雇用という雇用慣行から理解するならば、労由・恣意に委ねることにもなりかねない。また、これまでのわが由・恣意に委ねることにもなりかねない。また、これまでのわが

とになれば、企業における余剰人員の発生をすぐれて使用者の自いう点から、人員整理の必要性を客観的に厳格に判断しえないこ

本件事案は、不採算部門の閉鎖、不要資産の売却、支店の統廃

業務縮小と整理解雇の有効性

根拠として理解されるべきものである。

この基準を充たすかどうかは慎重に判断すべきであろう。 たい (a) 説の 見解も、経営危機回避という性質において客観的の、(a) 説の 見解も、経営危機回避という性質において客観的に高度な経営上の必要性があるとはいちおういい得るかもしれないが、(b) 説の 見解も、経営危機回避という性質において客観的に高度な経営上の必要性があるとはいちおういい得るかもしれないが、(b) 説の見解も、経営危機回避という性質において客観的に高度な経営上の必要性を要求しているのであり、本件事案が的に高度な経営上の必要性を要求しているのであり、本件事案がいた。(b) 説の見解も、経営危機回避という性質に対する様々なが、(a) 説の 対象を表にすがといる。

要性の要件はその機能を果たさなくなってしまうといえよう。なおは、余剰人員の発生がただちに整理解雇を肯定する性格とはない以上、業績の悪化に対して様々な企業における経営上のかえない以上、業績の悪化に対して様々な企業における経営上のたいるからである。この点に関して、(b)説が、あたかも高しているからである。この点に関して、なお人員整理の必要性が存在しているからである。この点に関して、(b)説が、あたかも高しているからである。この点に関して、企業の経営危機から整理解雇を直ということは、余剰人員の発生がただちに整理解雇を肯定する性格とはないるからである。この点に関して、企業の経営危機から整理の必要性は相当程度縮小していたとの判断を示しており、妥当な判断でとは、本判決は、要員削減の努力によって、人員整理の必要

ぼす影響と衡量して整理解雇の事前に雇用調整手段として選択す

て判断してきたうち人員整理の必要性基準に関しては、以上のよる人員整理の必要性だからである。これまでの判例が四要件によっえられるものであり、問われるべきなのは整理解雇が必要とされぜなら、上述のような意味において人員整理の必要性の要件が考

る意味を有するものであったはずであり、本件判断のように、当要求されてきたのは、この要件自体において整理解雇をテストすだろう。整理解雇の四要件のひとつとして、人員整理の必要性が

のとして行われた整理解雇を否定するだけの基準にしかならない必要性を求めるものにしろ、それは、差別的なものや不公正なも業の判断を重視するようなものとして解するとすれば、客観的なうに位置づけるべきであり、もし、人員整理の必要性について企

察することは正しい判断といえる。該整理解雇の必要性という視点から人員整理の必要性について考

肯できよう。

保障という点から要求されてきたものであり、解雇の労働者に及た。これらは、希望退職募集、退職勧奨を除けば、現員の雇用の分に活用し尽くされているかを、整理解雇の要件としてあげてきの停止、希望退職募集、退職勧奨などの多様な雇用調整手段が十例では、具体的に、配転・出向、一時帰休、残業規制、新規採用(3) つぎに、整理解雇回避努力義務であるが、これまでの判

が整理解雇回避努力義務の具体的内容として求められることは首て希望退職募集を求めているが、労働者の自主的決定を尊重しうて希望退職募集を求めているが、労働者の自主的決定を尊重しうといってよい。これは、通常の退職条件より良い条件を提示するといってよい。これは、通常の退職条件より良い条件を提示するとによって労働者の自発的な退職を促すものであるが、広く労働者一般に対して示されることにより、整理解雇に前置されるべきことを要求してきたといってよい。これは、通常の退職条件より良い条件を提示する場合により整理解雇の対象者となりうる危険性を有する残留かを場合により整理解雇の対象者となりうる危険性を有する残留かを選択することを求めるものであり、これにより、整理解雇の避努力義務としべきことが求められることは首が整理解雇回避努力義務の具体的内容として求められることは首が整理解雇回避努力義務の具体的内容として求められることは首の整理解雇回避努力義務の具体的内容として求められることは首に表する。

として位置づけるかのような運用をしたとすれば、整理解雇回避を促すものといえ、これに応じなかった労働者を整理解雇対象者勧奨をおこなっており、これは希望退職募集と異なり個別に退職れないが、その内容は明確でないうえ、あわせて被告会社が退職理解雇回避努力義務を尽くしているかのように把握できるかもし理解雇回避努力義務を尽くしているかのように把握できるかもし

問であり、本判決がこうした観点から整理解雇回避努力について を り得ないからである。本件事案に関しては、このような意味に なり得ないからである。本件事案に関しては、このような意味に なり得ないからである。本件事案に関しては、そのような意味に なり得ないからである。本件事案に関しては、を理解雇対象者には なり得ないからである。本件事案に関しては、とのような意味に なり得ないからである。本件事案に関しては、とのような意味に なり得ないからである。本件事案に関しては、このような意味に なり得ないがらである。本件事ない状況になったとしても、客観的・合

るからである。

否定的に捉えていることは評価できる。

実上否定できることになり、企業に対しては配転可能性等の整理実上否定できることになり、企業に対しては配転可能性等の整理があることによって、当該労働者を整理解雇対象者として選定に、なお、他の部署に対する配転可能性の吟味が必要である。とくに、本件事案のように、退職勧奨に応じない労働者(本件事案しうることを認めるとすれば、整理解雇対象者として選定しうることを認めるとすれば、整理解雇対象者として選定しうることを認めるとすれば、整理解雇対象者として選定しうることを認めるとすれば、整理解雇に関する要件の適用を事といるが、部門閉鎖の場合において、当該部門に配置された労働さいる。といるが、企業に対しては配転可能性等の整理といるが、企業に対しては配転可能性等の整理といるが、企業に対しては配転可能性等の整理といるが、企業に対しては配転可能性等の整理といるが、企業に対しては配転可能性等の整理といるが、ののでは、というに対しては配転可能性等の整理を表することになり、企業に対しては配転可能性等の整理といるが、対しては配いである。というに対象を表する。

対するものに比べて企業が選択できる可能性が大きいと考えられ物者に対する整理解雇を回避する手段については、多数労働者に厳格な基準の運用が求められるものである。なぜなら、一名の労整理解雇の場合には、整理解雇回避努力義務との関係においてもならに、本件事案のように事実上労働者一名に対して行われる解雇回避努力義務がなお課せられるものと考えるべきであろう。

(4) また、整理解雇が労働者の責に帰すべからざるものであることから、誰を整理解雇対象者とするかについては、労働者に十分納得のいく公正さが要求される。すなわち、使用者の恣意によって整理解雇が行われないよう、整理解雇の機性により全労施されるものと理解すれば、倒産した場合には従業員の全員解雇ということになるのであるから、一部の労働者の犠牲により全労をするならば、このような危険は労働者がまずは平等に負担するとするならば、このような危険は労働者がまずは平等に負担するとするならば、このような危険は労働者がまずは平等に負担するとするならば、このような危険は労働者がまずは平等に負担するとするならば、このような危険は労働者がまずは平等に負担するとするならば、このような危険は労働者がまずは平等に負担するとするならば、このような危険は労働者があるとするならば、このような危険は労働者があるとするならば、このような危険は労働者があるとするならば、このような危険は労働者がまずは平等に負担するという事態を回避しようとするかについては、労働者に関するという。

要求されるものである。

場合でも、全従業員を対象として整理基準が立てられるべきもの 部門の閉鎖による余剰人員の発生に関して整理解雇が容認される 合理的な内容でなければならない。そして、整理解雇が倒産回避(該部門の労働者を選定するようなものでなく、なによりも客観的・ といえよう。そうした観点からも、整理解雇基準については、当 原告ただ一人が拒否をしており、配置替えや部門閉鎖により、そ きであろう。こうした観点から見ると、本件事案は、退職勧奨を 実質的な労働能力評価という観点からその合理性は理解されるべ ば、企業の再建にとって必要な人材を確保するのは当然であり、 企業再建のためのやむを得ない手段であるとする考え方からすれ での労働能力の評価の合理的基準といきるかは、その特別考課表 用いて選定しているが、これが、整理解雇対象者を選定するうえ ろう。たしかに、本件事案では、退職勧奨に際して特別考課表を これは、整理解雇の基準の合理性を満たすものとはいえないであ の結果原告を整理解雇対象者として選定したというものであるが、 を作成する基礎とした各評価を見るときはたして客観性が担保さ このような立場からすれば、経営危機回避として実施される一

れているか疑問であり、整理解雇の合理的基準とはいい得ないで

国の雇用慣行が変容して雇用調整の処理方法がかりに変わってい

のであり、その判断は支持できるものである。なお、

今後、

わが

ついて整理解雇の四要件を要求する従来の判例法理を踏襲するも

(6) 以上検討してきたように、本判決は、その判断枠組みに

ての職務遂行能力が必ずしも困難であるとの判断はできないとしあろう。この点、本判決が原告の成績の評価に関して、要員とし

た点は妥当である。

告を整理解雇対象者として選定したものであるが、この過程で原 れる信義則上の義務である。この点本件事案は、 らざる理由により行われるものであることから、 務があることを承認している。 者に説明をなし、十分な協議を経て納得を得るよう努力すべき義 人員整理の必要性とその具体的内容につき、労働組合および労働 関する協議義務の要件を充足するものとはいえないでろう。 決は、この点に関してとくに判断をしてはいないが、整理解雇に 告に説明されたのは退職勧奨としてであり、本件整理解雇に関し ただ一人が拒否をしており、配置替えや部門閉鎖により、 て原告や労働者代表にとくに説明や協議が行われていない。本判 (5) 整理解雇を実施するにあたって、学説・判例は使用者の 整理解雇が労働者の責に帰すべか 退職勧奨を原告 使用者に要請さ 結局原

ような環境下においては、雇用の企業における位置づけや社会的いても、業務縮小や部門閉鎖が労働者の過大な負担を強いるものいても、業務縮小や部門閉鎖が労働者の過大な負担を強いるものでのわが国の年功処遇・終身雇用という雇用慣行のもとで労働しであれての従業員に対しては、従来どおり整理解雇法理を原則のに適用すべきことは確認をしておくべきであろう。ただ、そのような状況にお別鎖が頻繁に行われるうるかもしれないが、そのような状況にお別鎖が頻繁に行われるうるかもしれないが、そのような状況にお別が頻繁に行われるうるかもしれないが、そのような状況においては、雇用の企業における位置づけや社会的として、業務縮小や部門である環境下においては、雇用の企業における位置づけや社会的として、

のといえ、この点においても妥当な判断である。(を)、降格に関しては労働者の同意や明確な根拠を求められるもおり、降格に関しては労働者の同意や明確な根拠を求められるものといえ、本判決は、整理解雇に先だって行われた降格処分に関し

はあらためて必要となるであろう。

関係や要件の位置づけ等整理解雇法理の理論的基盤自体の再検討評価は十分変わりうるものともいえ、そうなれば、各要件相互の

東京地裁労働部の整理解雇要件緩和・変更判決・決定批判」学労働判例研究会「特集・整理解雇判例法理の総合的検討上・法理の意義と限界」労働法律旬報一四九七号六頁、北海道大法理の意義と限界」労働法律旬報一四九七号六頁、北海道大

3)これらの時代の整理屛颪削列を整理したものよして、「頁。

(2)下井隆史「整理解雇の法律問題」学会誌労働法五五号ニニ

季刊労働者の権利二三五号等。

- 五号、二七七号、二七八号、二九八号、三○○号、三○三号、三○三号、三四解雇をめぐる判例の法理(一)~(七)」判例評論二七「整理解雇に関する判例』法曹会昭和五九年、保原喜志夫『整理解雇をといる判例総覧』 労働法律旬報九八一号、最高裁事務総局編をといる。これらの時代の整理解雇判例を整理したものとして、法政(3) これらの時代の整理解雇判例を整理したものとして、法政(3) これらの時代の整理解雇判例を整理したものとして、法政
- (4)小西國友「整理解雇の法理」ジュリスト五八五号三三頁。
- 理解雇の有効性要件(一)(二)」労働判例三四一号一五頁、(二)」労働判例三〇八号二七頁、三一〇号四頁、盛誠吾「整(5)拙稿「整理解雇の必要性と整理基準による性差別(一)

三四二頁四頁等。

(6) 拙稿「業務縮小と整理解雇」労働判例三九八号八頁。

構築』季刊労働者の権利二三八号五九頁、季刊労働法一九六(7) このような議論の試みとして、西谷敏『整理解雇法理の再クトール

号『特集・整理解雇法理の再検討』の各論稿。

(8) 資格制度の降格に関する判例として、アーク証券事件(東

ド・ハウス・インターナショナル事件(東京地決平一一・九・

京地決平八・一二・一一労働判例七一一号五七頁)、ゴール

一二・一・三一労働判例七八五号四五頁)、ハクスイテック一労働判例七八九号八三頁)、アーク証券事件(東京地判平

事件(大阪地判平一二・二・二八労働判例七八一号四三頁)

1990 年代以降 整理解雇事件判例一覧

		1990 牛11以降 金丸	主件准争针刊	一見	
	事件名	裁判所•年月日	掲載誌	有効/無効	争点
1	東京教育図書事件	東京地決 平元・5・8	労働判例 539-13	無効	回避努力•事前協議•人選
2	千代田化工建設事件	横浜地判 平元・5・30	労働判例 540-22	無効	工場分離・子会社化・1名の整理解雇
3	大阪造船所事件	大阪地決 平元・6・27	労働判例 545-15	無効	出向拒否•必要性•回避努力•人選•協議
4	国鉄大阪工事局事件	大阪地判 平元・11・13	労働判例 551-12	有効	臨時雇用
5	ビーエムエイ設計事件	東京地決 平元・12・8	労働判例 553-29	有効	必要性•人選
6	トップ工業事件	新潟地三条支決平2・1・23	労働判例 560-63	無効	部門閉鎖•必要性
7	三洋電機事件	大阪地決 平2・2・20	労働判例 558-45	無効	定動社員•回避努力
8	東京教育図書(第 2)事件	東京地決 平2・4・11	労働判例 562-80	無効	必要性・回避努力・協議・人選
9	米軍座間基地事件	東京高判 平 2・4・26	労働判例 562-22	有効	1名の整理解雇
10	日新工機事件	神戸地姫路支判 平2・6・25	労働判例 565-35	無効	移籍拒否•必要性•人選
11	前出工機事件	東京地判 平2・9・25	労働判例 570-36	有効	1名の整理解雇•人選
12	福岡大和倉庫事件	福岡地判 平 2 • 12 • 12	労働判例 578-59	無効	臨時工
13	日産ディーゼル工業事件	浦和地判 平3・1・25	労働判例 581-27	無効	工場閉鎖•配転
14	千代田化工建設事件	東京高判 平3・5・28	労働判例 606-68	無効	1名•必要性
15	米軍座間基地事件	最高裁3小判 平3・7・2	労働判例 594-2	有効	降格•パート
16	三洋電機事件	大阪地判 平3・10・22	労働判例 595-9	無効	必要性•部門閉鎖
17	サイゴンマリタイム事件	東京地決 平3・11・22	労働判例 599-46	無効	必要性
18	国鉄大阪工事局事件	大阪高判 平3・10・11	労働判例 600-53	有効	臨時工•必要性
19	千代田化工建設事件	横浜地判 平4・3・26	労働判例 625-58	無効	1名•必要性
20	チェース・マンハッタン銀行事件	東京地判 平4・3・27	労働判例 609-63	有効	出向先の業務縮小
21	東京教育図書事件	東京地判 平4・3・30	労働判例 605-37	無効	必要性・回避努力・人選
22	千代田化工建設事件	最高裁1小判 平4・5・25	労働判例 615-12	無効	部門分離•配転
23	三井石炭鉱業事件	福岡地判 平4・11・25	労働判例 621-33	有効	必要性•人選
24	シンコーエンジニアリング事件	大阪地決 平5・2・1	労働判例 627-19	無効	部門譲渡•必要性
25	大申興業事件	横浜地決 平5・2・9	労働判例 628-61	無効	委託業務の減少
26	ゾンネンボード製薬事件	東京地八王子支決平5•2•18	労働判例 627-10	無効	部門閉鎖
27	ゾンネンボード薬品事件	東京地八王子支決平5•2•18	労働判例 627-16	無効	部門閉鎖
28	千代田化工建設事件	東京高判 平5・3・31	労働判例 629-19	無効	1名•必要性
29	正和機器産業事件	宇都宮地決 平5・7・20	労働判例 642-52	無効	工場閉鎖•必要性•人選
30	日本電子事件	東京地八王子支決平5•10•25	労働判例 640-55	有効	パート•必要性•回避努力
31	観智院事件	京都地決 平 5 • 11 • 15	労働判例 647-69	有効	業務の終了
32	福岡県労働福祉会館事件	福岡地判 平6・2・9	労働判例 649-18	有効	必要性・回避努力・人選・協議
33	大申與業事件	横浜地判 平6・3・24	労働判例 664-71	無効	必要性•回避努力
34	シンコーエンジニアリング事件	大阪地判 平6・3・30	労働判例 668-54	有効	部門閉鎖・必要性・回避努力・人選・協議
35	新関西通信システムズ事件	大阪地決 平6・8・5	労働判例 668-48	無効	営業譲渡•人選
36	新潟労災病院事件	新潟地高田支判 平6・8・9	労働判例 659-51	無効	嘱託
37	八千代電子事件	東京地八王子支判平6•8•30	労働判例 659-33	有効	必要性
38	インターセプター・ メディア・ソウトサー ビス事件	大阪地決 平7・1・10	労働判例 680-88	無効	回避努力
39	ダイフク事件	名古屋地判 平7・3・24	労働判例 678-47	無効	パート•人選
40	土藤生コンクリート事件	大阪地決 平7・3・29	労働判例 693-99	無効	回避努力
41	土藤生コンクリート事件	大阪地決 平7・3・29	労経速 1569-10	無効	必要性•回避努力•整理基準
42	スカンジナビア航空事件	東京地決 平7・4・13	労働判例 675-13	有効	必要性•人選
43	情報技術開発事件	大阪地決 平7・6・5	労働判例 686-90	無効	パート
44	長栄運送事件	神戸地決 平7・6・26	労働判例 685-60	無効	必要性

_ _ t:

1			W # Jul # 200 05	Arres white	L+n≅#
45	日証事件	大阪地決 平 7 • 7 • 27	労働判例 690-95	無効	協議
46	社会福祉法人大阪暁明館事件	大阪地決 平7・10・20	労働判例 685-49	一部無効	必要性•人選
47	ジャレコ事件	東京地決 平 7 • 10 • 20	労働判例 697-89	無効	人選•協議
48	コンテム事件	神戸地決 平 7 • 10 • 23	労働判例 685-43	無効	必要性
49	三和機材事件	東京地判 平7・12・25	労働判例 689-31	無効	転籍
50	高島屋工作所事件	大阪地決 平7・12・26	労働判例 694-86	無効	必要性
51	情報技術開発事件	大阪地決 平8・1・29	労働判例 689-21	無効	パート
52	株式会社よしとよ事件	京都地判 平8・2・27	労働判例 713-86	無効	回避努力•人選•協議
53	東江商事事件	東京地判 平8・3・19	労働判例 698-95	有効	業種転換
54	芙蓉ビジネスサービス事件	長野地松本支決 平8・3・29	労働判例 719-77	有効	必要性•回避努力•人選•協議
55	丸子警報器事件	長野地上田支決 平8・6・6	労働判例 697-37	無効	臨時工・回避努力・協議
56	松原観光事件	大阪地決 平8・7・30	労働判例 714-64	無効	事業廃止
57	ロイヤル・インシュアランス・パブリッ ク・リミテッド・カンパニー事件	東京地決 平8・7・31	労働判例 712-85	無効	協議
58	生協炒事件	東京地判 平8・11・11	労働判例 711-72	有効	必要性
59	東江商事事件	東京高判 平8・11・28	労働判例 733-91	有効	業種転換
60	高松重機事件	高松地決 平9・2・25	労働判例726-136	無効	回避努力
61	池田学園事件	大阪地岸和田支決平9•3•31	労働判例 718-40	無効	人選
62	東江商事事件	最高裁3小判 平9・7・15	労働判例739-153	有効	業種転換
63	岩倉自動車教習所事件	京都地判 平9・7・16	労働判例 731-60	有効	パート
64	関西電機事件	福岡地決 平9・9・30	労働判例 743-92	無効	必要性
65	飯田物流事件	大阪地決 平9・10・16	労働判例 738-88	無効	パート
66	丸島アクアシステム事件	奈良地決 平9・10・17	労働判例 729-21	有効	嘱託
67	丸子警報器事件	長野地上田支決 平9・10・29	労働判例 727-32	無効	臨時工・回避努力・協議
68	インフォミックス事件	東京地決 平9・10・31	労働判例 726-37	無効	採用内定
69	丸島アクアシステム事件	大阪高決 平9・12・16	労働判例 729-18	有効	嘱託
70	興和株式会社事件	大阪地決 平10・1・5	労働判例 732-49	無効	必要性・回避努力・人選・協議
71	ナショナル・ウェスト	東京地決 平10・1・7	労働判例 736-78	無効	事業部門閉鎖•人選•協
	ミンスター銀行事件		労働判例 744-84	無効	議 部門閉鎖•必要性
72	株式会社サンク事件	大阪地決 平10・3・27	労働判例 743-30 労働判例 743-30	無効無効	業務廃止•必要性
73	兵庫県プロパンガス保安協会事件	神戸地決 平10・4・28	労経速 1687-3	有効	回避努力•人選•協議
74	レブロン事件	静岡地浜松支決 平10·5·20	分程速 1007-3 労働判例 751-63	無効	回避努力・協議
75	高松重機事件	高松地判 平10・6・2	20		必要性・回避努力・協議
76	宗田ゴム事件	大阪地決 平10・6・4	労働判例 747-87	無効	応時工・必要性
77	本田金属技術事件	福島地会津若松支決平10•7•2	労働判例748-110	無効	事業部門閉鎖•必要性•
78	ナショナル・ウェストミンス ター銀行(第2次仮処分)事件	東京地決 平10・8・17	労働判例 782-35	無効	人選協議
79	大阪労働衛生センター第1病院事件	大阪地判 平10・8・31	労働判例 751-38	無効	必要性
80	島長事件	東京地判 平10・10・27	労働判例 758-88	無効	回避努力•協議
81	北原ウェルテック事件	福岡地久留米支決平10・12・24	労働判例 758-11	無効	部門廃止
82	高島屋工作所事件	大阪地判 平11・1・29	労働判例 765-68	有効	人選
83	丸子警報器事件	東京高判 平11・3・31	労働判例 758-11	無効	臨時工・回避努力・協議
84	日証事件	大阪地判 平11・3・31	労働判例 765-57	無効	協議
85	長門市社会福祉協議会事件	山口地決 平11・4・7	労経速 1718-3	有効	業務委託の解除・必要性・回避努力・協議
86	1	東京地八王子支決平11•7•23	労働判例 775-71	有効	必要性•回避努力•人選•協議
87	シンガポール・デベロッ プメント銀行事件	大阪地決 平11・9・29	労働判例 778-84	無効	支店廃止•回避努力
88	東洋印刷事件	東京地決 平11・10・4	労働法律旬報1482-24	有効	必要性•回避努力
89	同和観光事件	大阪地判 平11・10・15	労働判例 775-33	無効	必要性•回避努力
90	ケイエスプラント事件	鹿児島地判 平11・11・19	労働判例 777-47	無効	必要性•人選•回避努力
	I	I	ı	ı	1

91	日本ヒルトン事件	東京地決	平11・11・24	労働法律旬報1482-31	有効	必要性
92	角川文化振興財団事件	東京地決	平11・11・29	労働判例 780-67	有効	業務委託打切·必要性·回避努力·人選·協議
93	タジマヤ事件	大阪地判	平11・12・8	労働判例 777-25	無効	必要性・回避努力・協議
94	大友運送事件	大阪地判	平11•12•24	労働判例 785-80	無効	回避努力
95	明治書院事件	東京地決	平12•1•12	労働判例 779-27	一部無効	必要性
96	ナショナル・ウェストミンス ター銀行(第 3 次仮処分)事件	東京地決	平12•1•21	労働判例 782-23	有効	事業部門閉鎖·必要性· 人選·協議
97	東京魚商業協同組合事件	東京地判	平12•1•31	労働法律旬報1483-39	有効	必要性
98	廣川書店事件	東京地決	平12・2・29	労働判例 784-50	有効	必要性•協議
99	ワキタ事件	大阪地決	平12• 4 •17	労働判例792-138	無効	回避努力•協議
100	マルマン事件	大阪地判	平12・5・8	労働判例 787-18	無効	必要性•回避努力
101	エールフランス事件	大阪地決	平12•5•9	労働判例 800-89	無効	契約社員
102	労働大学事件	東京地決	平12・5・26	労働法律旬報1483-61	有効	必要性・回避努力・人選・協議
103	シンガポール・デベロ _ッ プメント銀行事件	大阪地決	平12•5•22	労働判例 786-26	有効	支店廃止•回避努力
104	シンガポール・デベロッ プメント銀行事件	大阪地判	平12・6・23	労働判例 786-16	有効	支店廃止•回避努力
105	揖斐川工業運輸事件	横浜地川館	奇支决平12•9 •21	労働判例 801-64	無効	回避努力•協議
106	沖歯科工業事件	新潟地決	平12・9・29	労働判例 804-62	無効	回避努力•人選 • 協議